

一般社団法人 投資信託協会  
会 長 松 谷 博 司 殿

株式会社お金のデザイン  
代表取締役社長 山辺 僚一

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1. 委託会社等の概況(令和 4 年 12 月末日現在)

#### (1) 資本金の額

資本金	100,000,000 円
発行可能株式総数	普通株式 1,000,000 株 A 種優先株式 100,000 株 B 種優先株式 200,000 株 C 種優先株式 100,000 株 D 種優先株式 100,000 株 E 種優先株式 350,000 株 X 種株式 85,000 株
発行済株式総数	普通株式 201,500 株 A 種優先株式 75,125 株 B 種優先株式 154,691 株 C 種優先株式 81,456 株 D 種優先株式 74,972 株 E 種優先株式 191,531 株 X 種株式 84,283 株

#### ●過去 5 年間ににおける主な資本金の増減

年月日	変更後(変更前)
平成 29 年 10 月 27 日	740,232,862 円 (349,991,362 円)
平成 30 年 6 月 29 日	3,240,221,662 円 (740,232,862 円)
平成 30 年 9 月 28 日	3,590,214,142 円 (3,240,221,662 円)
平成 31 年 3 月 22 日	100,000,000 円 (3,590,214,142 円)

(2) 会社の意思決定機構（令和4年12月末日現在）

・株主総会

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。また、通常の株主総会に加えて、議案により、種類株主総会（普通株主総会、A種株主総会、B種株主総会、C種株主総会、D種株主総会、E種株主総会、X種株式総会、共同株主総会）においても決議が必要とされる場合があります。

・取締役会

当社業務執行の最高機関としての取締役会は、3名以上の株主総会において選出された取締役で構成されます。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

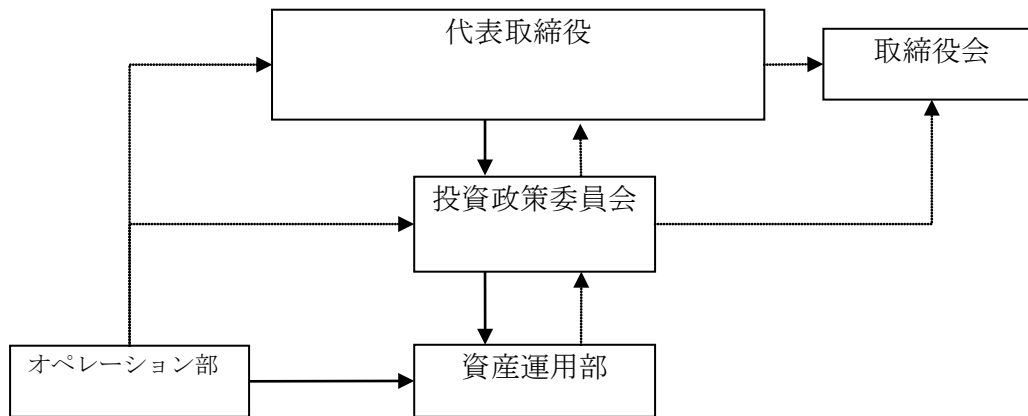
取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とします。

(3) 運用の意思決定プロセス

運用の意思決定プロセスは以下のとおりです。

投資運用の意思決定プロセス

- 運用執行ライン
- 運用情報提供ライン



< 運用業務・責任内容 >

○代表取締役社長

- ・ 当社の運用哲学に基づく運用方針の徹底
- ・ 運用体制の適切性の確保

○投資政策委員会

- ・ 「投資政策委員会規則」に従い、運用の基本方針の決定、運用状況の把握、運用成果の分析を行う。

○資産運用部

- ・ 投資政策委員会の決定した運用方針及びアセットアロケーションに基づくポートフォリオ管理ならびにトレーディング

- ・ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
- ・運用リスクの管理
- ・運用状況等の投資政策委員会への報告

○オペレーション部

- ・投資一任契約に基づく顧客口座毎の日々の保有明細・純資産価額および投資信託財産毎の日々の基準価額の算出を行い、その保有資産の内容を運用担当者および投資政策委員会に報告すること
- ・投資一任契約に基づく顧客口座毎および投資信託財産毎の日々の保有資産の内容と、予め顧客と同意した、もしくは投資信託の目論見書に記載した運用ガイドラインとの間の差異を監視し、乖離が生じた場合には、その状況を投資政策委員会に報告すること

2. 事業の内容及び営業の概況

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める投資運用業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用を行なっています。また、その他、金融商品取引法に定める以下の業務を行なっています。

- ・投資助言・代理業

委託者の運用する証券投資信託は令和4年12月末日現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	11	79,366
単位型株式投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	11	79,366

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、当社の主たる事業である投資運用業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号。）により作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 事業年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けており、第 10 期中間会計期間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月24日

株式会社お金のデザイン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松田 好弘

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,170,217	2,547,893
預け金	970,428	26,878
売掛金	3,608	3,223
預託金	2,010,010	—
未収消費税等	54,700	65,263
その他流動資産	95,590	105,141
流動資産計	5,304,555	2,748,399
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	23,606	23,606
器具・備品	34,633	35,357
減価償却累計額	△42,380	△57,088
建設仮勘定	—	181,937
有形固定資産計	15,859	183,812
無形固定資産		
ソフトウェア	122,768	75,321
ソフトウェア仮勘定	104,649	107,755
その他無形固定資産	1,003	834
無形固定資産計	228,420	183,910
投資その他の資産		
投資有価証券	65,935	68,721
敷金	17,988	131,511
その他	4,412	1,453
投資その他の資産合計	88,335	201,685
固定資産計	332,615	569,409
資産合計	5,637,170	3,317,808

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,651,123	15,673
短期借入金 ※1	400,000	—
前受金	223,554	145
未払金	270,888	272,419
未払法人税等	4,319	5,046
その他流動負債	10,659	10,487
流動負債計	2,560,544	303,772
固定負債		
資産除去債務	—	64,957
繰延税金負債	858	23,715
固定負債計	858	88,673
負債合計	2,561,403	392,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	12,023,924	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924	12,023,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△9,049,854	△9,098,287
利益剰余金合計	△9,049,854	△9,098,287
自己株式	—	△108,342
株主資本合計	3,074,070	2,917,295
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,697	3,763
評価・換算差額等合計	1,697	3,763
新株予約権	—	4,305
純資産合計	3,075,767	2,925,363
負債純資産合計	5,637,170	3,317,808



## (2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	580,926	535,733
委託者報酬	125,753	290,973
ソフトウェア開発売上高	865	16,800
その他営業収益	31,689	38,054
営業収益計	739,234	881,561
営業費用		
支払手数料	253,876	243,926
広告宣伝費	304,793	217,974
調査費	110,923	72,726
販売促進費	25,097	65,483
ソフトウェア開発売上原価	1,388	10,459
営業雑経費	42,465	21,258
通信費	37,766	12,805
諸会費	4,699	8,452
その他営業費用	12,000	12,000
営業費用計	750,544	643,827

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
一般管理費				
給料		460,583		733,950
役員報酬		61,710		73,456
給料手当		398,872		660,493
法定福利費		54,535		74,045
福利厚生費		3,533		4,128
採用教育費		47,474		103,147
業務委託費		424,650		672,246
交際費		2,723		2,747
消耗品費		6,161		15,633
旅費交通費		5,075		6,149
不動産賃借料		40,978		57,337
減価償却費		64,925		62,994
租税公課		1,271		1,143
諸経費		15,426		7,220
一般管理費計		1,127,341		1,740,745
営業損失(△)		△1,138,651		△1,503,012
営業外収益				
受取利息		1,231		37
受取賃貸料	※2	4,769		1,830
投資有価証券売却益		—		3,551
雑収入	※2	2,431		6,606
償却債権取立益		—		111,376
営業外収益計		8,432		123,402
営業外費用				
支払利息		7,600		3,069
投資有価証券売却損		487		—
為替差損		22,849		21,577
雑損失		1,061		479
固定資産除却損		129		—
営業外費用計		32,129		25,127
経常損失(△)		△1,162,348		△1,404,737

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
特別利益				
事業譲渡益		—		1,420,000
特別利益計		—		1,420,000
特別損失				
減損損失	※4	—		36,836
子会社株式売却損		1,999		—
固定資産売却損	※3	—		0
特別損失計		1,999		36,836
税引前当期純損失(△)		△1,164,348		△21,575
法人税、住民税及び事業税		4,319		5,046
法人税等調整額		—		21,812
当期純損失(△)		△1,168,667		△48,432

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△7,881,186	△7,881,186	4,242,738
当期変動額						
当期純損失	—	—	—	△1,168,667	△1,168,667	△1,168,667
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△1,168,667	△1,168,667	△1,168,667
当期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,049,854	△9,049,854	3,074,070

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,271	△5,271	4,237,467
当期変動額			
当期純損失	—	—	△1,168,667
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	6,968	6,968	6,968
当期変動額合計	6,968	6,968	△1,161,699
当期末残高	1,697	1,697	3,075,767

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,049,854	△9,049,854	—	3,074,070
当期変動額							
当期純損失	—	—	—	△48,432	△48,432	—	△48,432
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△108,342	△108,342
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△48,432	△48,432	△108,342	△156,775
当期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,098,287	△9,098,287	△108,342	2,917,295

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	1,697	1,697	—	3,075,767
当期変動額				
当期純損失	—	—	—	△48,432
自己株式の取得	—	—	—	△108,342
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,066	2,066	4,305	6,371
当期変動額合計	2,066	2,066	4,305	△150,404
当期末残高	3,763	3,763	4,305	2,925,363

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

器具・備品 4～15年

(2) 無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 運用受託サービス

運用受託サービスは、対象顧客との間で投資一任契約に基づき資産運用サービス提供しており、「運用受託報酬」等の報酬金額を認識しております。

運用受託報酬においては、主に、当社が請け負う投資一任契約に基づき受託資産の運用サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した運用報酬は、月次で受取ります。

##### (2) 委託業務サービス

委託業務サービスは、様々な資産を投資対象とした投資信託の設定・運用を行っており、「委託者報酬」等の受入手数料を認識しております。

委託者報酬においては、主に、信託約款等に基づき、受託資産の運用・管理サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、投資信託の運用期間にわたり当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した委託者報酬は、年2回受取ります。

##### (3) ソフトウェア開発サービス

ソフトウェア開発サービスは、顧客から委託されたソフトウェアを開発し納品するサービスであり、顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。当社が請け負うソフトウェア開発案件は短期で開発が完了する案件であることから、当履行義務は、サービスの提供が完了した時点をもって履行義務が充足されるとし収益を認識しております。確定したサービスの対価は月末締め翌月末に受取ります。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、累積的影響額が無かったため、期首の利益剰余金は加減していません。

なお、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和 2 年 3 月 6 日内閣府令第 9 号)附則第 3 条第 2 項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

## (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、下記のとおりです。

### (固定資産の減損)

#### 1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	183,812 千円
無形固定資産	183,910 千円
減損損失	36,836 千円

#### 2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

##### ①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度において、継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断しました。なお、一部のソフトウェア仮勘定については、開発方針を変更したことに伴い将来の収益獲得が不確実となったため、減損処理を行いました。

##### ②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

固定資産の減損の判定に用いた見積りに関する仮定におきましては、将来の収益予測を基礎としており、収益予測には成長率を加味した AUM の積み上げ及び売上見込額、過去実績を勘案した販売費及び一般管理費を前提に作成しております。

##### ③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定において用いた仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失を計上する可能性

があります。

なお、固定資産の減損の判定に用いた見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定しております。

(非上場株式の評価)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

投資有価証券 68,721 千円

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

非上場株式は当社が保有するものであります。当該非上場株式は、市場価格のない有価証券であり、取得原価をもって貸借対照表価額としており、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときは、回復可能性等を鑑み相当の減損処理を検討することとしております。当事業年度末においては、投資先の経営成績、財務状況あるいはその他の情報をもとに評価を行った結果、帳簿価額が妥当であると判断し、評価損等計上しておりません。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先の投資時における超過収益力の毀損の有無の判断及び回復可能性の判定について、事業計画の達成状況や、経営環境に関する外部情報及び内部情報等を用いて、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、主に事業計画に含まれる AUM の積み上げ及び売上高であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において、投資先の業績が事業計画を下回る場合には、減損処理を行う可能性があります。

なお、非上場株式の評価に用いた見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定しております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社は、当事業年度において東京本社の移転を取締役会にて決議いたしました。このため、移転後に利用見込みのない固定資産について耐用年数の見直しを行いました。これにより、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ 11,793 千円増加しております。

(表示方法の変更)

前事業年度まで委託計算費 56,395 千円として表示しておりましたが、計上科目を見直し、業務委託費と性質が類似するものであるため、当事業年度より、業務委託費に含めて記載しております。なお、当事業年度の委託計算費は 77,945 千円であります。



(貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
当座貸越極度額の総額	1,000,000	—
借入実行残高	—	—
差引額	1,000,000	—

(損益計算書関係)

※2 関係会社に対する営業外収益

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
受取転貸料	1,360	—
業務受託料	680	—

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
	千円	千円
工具、器具及び備品	—	0
計	—	0

※4 減損損失

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類
東京都港区	キャッシュ・マネジメントシステム	自社利用ソフトウェア

当社は、投資運用事業の単一事業のため、事業用資産については単一のグルーピングを行っております。

当事業年度において、キャッシュ・マネジメントシステムの開発方針を変更したことから、これまでの要件定義、基本設計等の開発してきた機能の価値が低下するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (36,836 千円) として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、開発方針の変更により、今後使用する予定がなくなったソフトウェア仮勘定については、ゼロとして評価しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558

## 2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
新株予約権	普通株式	3,000	—	—	3,000	—
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	41,330	—	21,500	19,830	—
合計		44,330	—	21,500	22,830	—

(注) 付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

## (変動事由の概要)

第3回新株予約権の失効による減少	7,000株
第5回新株予約権の失効による減少	4,500株
第7回新株予約権の失効による減少	3,000株
第14回新株予約権の失効による減少	100株
第15回新株予約権の失効による減少	100株
第21回新株予約権の失効による減少	5,300株
第22回新株予約権の失効による減少	1,000株
第23回新株予約権の失効による減少	500株

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558
自己株式				
C種優先株式(株) (注)	—	21,565	—	21,565
合計(株)	—	21,565	—	21,565

(注) C種優先株式の自己株式の株式数の増加 21,565株は、C種優先株主からの取得請求に伴い自己株式として取得したことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期間末	
新株予約権	普通株式	3,000	—	—	3,000	—
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	19,830	34,050	7,850	46,030	4,305
合計		22,830	34,050	7,850	49,030	4,305

(注) 付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

(変動事由の概要)

第3回新株予約権の失効による減少	3,000株
第14回新株予約権の失効による減少	150株
第21回新株予約権の失効による減少	3,600株
第24回新株予約権の失効による減少	100株
第25回新株予約権の発行による増加	20,500株
第26回新株予約権の発行による増加	10,150株
第26回新株予約権の失効による減少	1,000株
第27回新株予約権の発行による増加	3,400株

### 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融商品で運用し、社債の発行はありません。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております

安全性の高い銀行預金及び証券会社への預け金の他に、海外ETFにて国際分散投資を行っております。

その他、金融商品取引法の規定に基づき、顧客からの預り金等について自己財産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外ETFで構成されており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

預託金は、顧客分別金信託であります。顧客分別金信託は、金融商品取引法の規定に基づき顧客から預託を受けた金銭を信託しているものであり、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

###### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いが実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 預け金	970,428	970,428	—
(2) 売掛金	3,608	3,608	—
(3) 預託金	2,010,010	2,010,010	—
(4) 投資有価証券	22,719	22,719	—
資産計	3,006,765	3,006,765	—
負債			
(1) 預り金	1,651,123	1,651,123	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	270,888	270,888	—
負債計	2,322,011	2,322,011	—

(\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(4)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	(令和3年3月31日現在)
非上場株式	43,215
敷金	17,988
合計	61,203

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,170,217	—	—	—
預け金	970,428	—	—	—
売掛金	3,608	—	—	—
預託金	2,010,010	—	—	—
合計	5,154,263	—	—	—

(注) 満期のある有価証券は保有していません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全性の高い銀行預金に限定しており、社債の発行はありません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外非上場会社への出資に関する非上場株式であり、投資先企業の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

#### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
敷金	131,511	131,511	—
資産計	131,511	131,511	—

(\*1) 「現金及び預金」「売掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	68,721

\*非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,547,893	—	—	—
預け金	26,878	—	—	—
売掛金	3,223	—	—	—
合計	2,577,995	—	—	—

(注) 満期のある有価証券は保有していません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	—	131,511	131,511
資産計	—	—	131,511	131,511

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	その他	15,217	17,590	2,373
小計		15,217	17,590	2,373
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他	5,322	5,128	△193
小計		5,322	5,128	△193
合計		20,539	22,719	2,180

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、上表に含めておりません。  
(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(\*2)に記載のとおりであります。)

当事業年度(令和4年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等(非上場株式等)については、記載対象には含めておりません。  
(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(\*2)に記載のとおりであります。)

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

売却したその他有価証券

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	24,090	3,551	—
合計	24,090	3,551	—



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金	—	4,305

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社顧問 1名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社顧問 1名 当社従業員 2名	当社顧問 1名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 6,000株 (注) 1	普通株式 10,000株	普通株式 13,284株	普通株式 3,992株
付与日	平成25年12月1日	平成27年2月27日	平成27年7月29日	平成27年11月5日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成27年12月2日 至令和5年12月1日	自平成29年2月28日 至令和7年2月27日	自平成29年7月30日 至令和7年7月29日	自平成29年11月5日 至令和7年11月5日

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 3名	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 40名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 150株	普通株式 450株	普通株式 300株	普通株式 19,400株
付与日	平成29年2月9日	平成29年4月12日	平成30年3月14日	平成30年11月12日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成29年2月9日 至令和9年2月8日	自平成29年4月12日 至令和9年4月11日	自平成30年3月14日 至令和10年3月13日	自平成30年11月12日 至令和10年11月11日

	第 23 回ストック・オプション	第 24 回ストック・オプション	第 25 回ストック・オプション (有償ストック・オプション)	第 26 回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社従業員 2名	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 800 株	普通株式 600 株	普通株式 20,500 株	普通株式 10,150 株
付与日	令和 1 年 5 月 16 日	令和 1 年 11 月 14 日	令和 3 年 6 月 30 日	令和 3 年 7 月 15 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 令和 1 年 5 月 16 日 至 令和 11 年 5 月 15 日	自 令和 1 年 11 月 14 日 至 令和 11 年 11 月 13 日	自 令和 3 年 7 月 1 日 至 令和 13 年 6 月 30 日	自 令和 3 年 7 月 15 日 至 令和 13 年 7 月 14 日

	第 27 回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,400 株
付与日	令和 3 年 10 月 19 日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 令和 3 年 10 月 19 日 至 令和 13 年 10 月 18 日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成 26 年 3 月 25 日付株式分割（1 株につき 1,000 株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. (1) 対象者が、付与時において当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要する。
- (2) 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（令和4年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション（注）	第3回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	6,000	3,000	1,384	346
付与	—	—	—	—
失効	—	3,000	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	6,000	—	1,384	346
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	150	150	300	8,100
付与	—	—	—	—
失効	—	150	—	3,600
権利確定	—	—	—	—
未確定残	150	—	300	4,500
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第 23 回ストック・オプション	第 24 回ストック・オプション	第 25 回ストック・オプション (有償ストック・オプション)	第 26 回ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	300	100	—	—
付与	—	—	20,500	10,150
失効	—	100	—	1,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	300	—	20,500	9,150
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第 27 回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	3,400
失効	—
権利確定	—
未確定残	3,400
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成 26 年 3 月 25 日付株式分割 (1 株につき 1,000 株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

## ② 単価情報

	第 1 回ストック・オプション	第 3 回ストック・オプション	第 5 回ストック・オプション	第 6 回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	700	6,948	10,122	10,122
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第 13 回ストック・オプション	第 14 回ストック・オプション	第 18 回ストック・オプション	第 21 回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	18,548	18,548	20,099	29,760
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第 24 回ストック・オプション	第 24 回ストック・オプション	第 25 回ストック・オプション (有償ストック・オプション)	第 26 回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	29,760	10,000	29,760	29,760
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第 27 回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	29,760
行使時平均株価 (円)	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成 26 年 3 月 25 日付株式分割 (1 株につき 1,000 株の割合) による分割後の価格に換算して記載しております。

#### 4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF 法、修正純資産法及び類似会社比較法等により算定しております。

#### 5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

##### ① 当事業年度末における本源的価値の合計額

55,800 千円

##### ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	2,405,878千円	2,431,936千円
減損損失	46,081	43,565
貸倒損失	41,975	8,395
その他	5,848	23,150
繰延税金資産小計	2,499,784	2,507,047
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	△2,405,878	△2,431,936
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△93,905	△75,110
評価性引当額小計	△2,499,784	△2,507,047
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△858	△1,902
資産除去債務	—	△21,812
繰延税金負債合計	△858	△23,715
繰延税金負債の純額	△858	△23,715

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前事業年度(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠 損金(※1)	—	—	—	—	438,648	1,967,230	2,405,878
評価性引当額	—	—	—	—	△438,648	△1,967,230	△2,405,878
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠 損金(※1)	—	—	—	438,648	395,064	1,598,223	2,431,936
評価性引当額	—	—	—	△438,648	△395,064	△1,598,223	△2,431,936
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
前事業年度(令和3年3月31日現在)

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

当事業年度(令和4年3月31日現在)

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(吸収分割による事業の分離)

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

SMBC 日興証券株式会社(以下「SMBC 日興証券」という。)

(2) 分離した事業の内容

証券事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、パートナーシップ戦略を主軸にビジネスモデルの再構築、デジタル・ウェルスマネジメントへの集中及び資本効率の改善を実現するための継続的な検討を経て、証券事業を譲渡することが最適との判断に至りました。

そのうえで、THEO+docomo 提携先である株式会社NTTドコモと協議を行った結果、SMBC 日興証券を加えた3社の協働体制を目指す取組みを発足させました。3社がそれぞれの強みを活かした新たなサービスのリリースに向けて、顧客口座の管理をはじめとする証券事業全般をSMBC 日興証券が担当し、dポイント投資サービスや口座開設の媒介といった幅広いユーザーへのアプローチは株式会社NTTドコモが担った上で、投資一任契約に基づくロボアドバイザー運用は当社が継続して行うことで合意しました。これらの取組みの一環で、口座管理の集約によるコスト・資本の効率化を図るため、SMBC 日興証券に証券事業を承継させる吸収分割契約を締結しました。

(4) 事業分離日

2021年8月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社、SMBC 日興証券を吸収分割承継会社とし、承継事業の代わりに金銭を交付する吸収分割です。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 1,420,000 千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 2,174,389 千円

資産合計 2,174,389 千円

流動負債	2,174,389 千円
負債合計	2,174,389 千円

(3) 会計処理

本移転した資産及び負債の純額と受領対価の差額を収益計上しております。

(4) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

投資運用業

(5) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額  
重要性がないため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.25%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	一千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	64,957
時の経過による調整額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額 (△は減少)	—
期末残高	64,957



(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金 額(千 円)	科目	期末残高 (千円)		
子会 社	株式会 社 400F	東京都 港区	2,000 千円	ソフトウェ アサー ビスの企 画・開 発及び メンテ ナンス 業	所有直 接 100%	役員 の 兼 任 業 務 受 託	資金の貸付	125,000	破産更 生債権 等	125,000		
							費用の立替	37,533				
							受取転貸料	1,360			立替金	35,814
							業務受託料	680				

- (注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、立替金の期末残高には消費税等が含まれておりま  
す。  
2. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。  
3. 取引条件は、両者協議の上、決定しております。  
4. 株式会社400Fは2020年8月に子会社でなくなったため、関連当事者ではなくなっております。  
そのため取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事  
者でなくなった時点の残高を記載しております。また、議決権等の所有(被所有)割合につい  
ては2020年7月31日時点の割合を記載しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当社は、「投資運用業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
投資運用事業	千円
運用受託サービス	535,733
委託業務サービス	290,973
ソフトウェア開発サービス	16,800
その他	38,054
顧客との契約から生じる収益	881,561
その他の収益	—
外部顧客への売上高	881,561

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	0.00円	0.00円
1株当たり当期純損失金額	△1,353.31円	△57.03円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
純資産の部の合計額(千円)	3,075,767	2,925,363
純資産の部から控除する金額(千円)	3,075,767	2,925,363
うちA種優先株式	—	—
うちB種優先株式	—	—
うちC種優先株式	—	—
うちD種優先株式	—	—
うちE種優先株式	3,075,767	2,925,363
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	—	—
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式数	863,558株	841,993株

(注3) 1株当たり当期純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純損失(千円)	△1,168,667	△48,432
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失金額(千円)	△1,168,667	△48,432
期中平均株式数	863,558株	849,201.03株
うち普通株式	201,500株	201,500株
うちA種優先株式	75,125株	75,125株
うちB種優先株式	154,691株	154,691株
うちC種優先株式	81,456株	67,099.03株
うちD種優先株式	74,972株	74,972株
うちE種優先株式	191,531株	191,531株
うちX種株式	84,283株	84,283株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権14種類(新株予約権の数44,330個)。	新株予約権14種類(新株予約権の数56,880個)。

(注4) 当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり当期純損失の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱っており、1株当たり純資産額の算定においては、優先的な取り扱いを反映しております。

(後発事象)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月21日

株式会社お金のデザイン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松田 好弘

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和4年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報

告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間  
(令和4年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,887,688
預け金	26,593
売掛金	24,255
未収消費税等	38,249
その他流動資産	76,550
流動資産計	2,053,336
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	255,376
器具・備品	36,604
減価償却累計額	△24,657
有形固定資産計	267,323
無形固定資産	
ソフトウェア	56,552
ソフトウェア仮勘定	186,437
その他無形固定資産	749
無形固定資産計	243,738
投資その他の資産	
投資有価証券	5,004
敷金	113,522
その他	324
投資その他の資産合計	118,851
固定資産計	629,914
資産合計	2,683,250

(単位：千円)

当中間会計期間  
(令和4年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	13,056
未払金	311,380
未払法人税等	2,419
その他流動負債	8,520
流動負債計	335,376
固定負債	
資産除去債務	65,031
繰延税金負債	21,080
固定負債計	86,112
負債合計	421,488
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△9,758,638
利益剰余金合計	△9,758,638
自己株式	△108,342
株主資本合計	2,256,943
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	513
評価・換算差額等合計	513
新株予約権	4,305
純資産合計	2,261,761
負債純資産合計	2,683,250



## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月 30日)	
<b>営業収益</b>	
運用受託報酬	211,603
委託者報酬	174,423
ソフトウェア開発売上高	10,000
その他営業収益	35,898
営業収益計	431,924
<b>営業費用</b>	
支払手数料	126,034
広告宣伝費	15,662
調査費	34,371
販売促進費	10,780
ソフトウェア開発売上原価	2,056
営業雑経費	4,729
通信費	3,232
諸会費	1,497
その他営業費用	6,000
営業費用計	199,634
<b>一般管理費</b>	
給料	372,894
役員報酬	43,955
給料手当	328,939
法定福利費	41,994
福利厚生費	2,556
採用教育費	15,608
業務委託費	360,702
交際費	2,316
消耗品費	26,882
旅費交通費	4,847
不動産賃借料	55,147
減価償却費	※ 32,241
租税公課	681
諸経費	5,631
一般管理費計	921,503
営業損失(△)	△689,213

(単位：千円)

当中間会計期間  
(自 令和4年4月1日  
至 令和4年9月30日)

営業外収益	
受取利息	10
受取賃貸料	132
償却債権取立益	25,302
雑収入	14,185
営業外収益計	39,630
営業外費用	
為替差損	2,561
雑損失	6,779
営業外費用計	9,340
経常損失(△)	△658,923
税引前中間純損失(△)	△658,923
法人税、住民税及び事業税	2,419
法人税等調整額	△991
中間純損失(△)	△660,351

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,098,287	△9,098,287	△108,342	2,917,295
当中間期変動額							
中間純損失	—	—	—	△660,351	△660,351	—	△660,351
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	△660,351	△660,351	—	△660,351
当中間期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,758,638	△9,758,638	△108,342	2,256,943

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,763	3,763	4,305	2,925,363
当中間期変動額				
中間純損失	—	—	—	△660,351
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△3,250	△3,250	—	△3,250
当中間期変動額合計	△3,250	△3,250	—	△663,601
当中間期末残高	513	513	4,305	2,261,761

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

器具・備品 4～15年

(2) 無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 運用受託サービス

運用受託サービスは、対象顧客との間で投資一任契約に基づき資産運用サービス提供しており、「運用受託報酬」等の報酬金額を認識しております。

運用受託報酬においては、主に、当社が請け負う投資一任契約に基づき受託資産の運用サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した運用報酬は、月次で受取ります。

##### (2) 委託業務サービス

委託業務サービスは、様々な資産を投資対象とした投資信託の設定・運用を行っており、「委託者報酬」等の受入手数料を認識しております。

委託者報酬においては、主に、信託約款等に基づき、受託資産の運用・管理サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、投資信託の運用期間にわたり当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した委託者報酬は、年2回受取ります。

##### (3) ソフトウェア開発サービス

ソフトウェア開発サービスは、顧客から委託されたソフトウェアを開発し納品するサービスであり、顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。当社が請け負うソフトウェア開発案件は短期で開発が完了する案件であることから、当履行義務は、サービスの提供が完了した時点をもって履行義務が充足されるとし収益を認識しております。確定したサービスの対価は月末締め翌月末に受取ります。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
有形固定資産	13,387
無形固定資産	18,853

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558
自己株式				
C種優先株式(株)	21,565	—	—	21,565
合計(株)	21,565	—	—	21,565

## 2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数 (株)				当中間会計期間末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
新株予約権	普通株式	3,000	200	—	3,200	—
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	46,030	200	300	45,930	4,305
合計		49,030	400	300	49,130	4,305

(注) 付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当中間会計期間末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

### (変動事由の概要)

第21回新株予約権の失効による減少	100株
第26回新株予約権の失効による減少	200株
第28回新株予約権の発行による増加	200株
第29回新株予約権の発行による増加	200株

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

### (リース取引関係)

当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

#### 1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	中間会計期間 (令和4年9月30日時点)
1年内	98,930千円
1年超	123,663
合計	222,593

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間(令和4年9月30日現在)

1. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	—	113,522	113,522
資産計	—	—	113,522	113,522

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

(注) 2. 当事業年度において、市場価格のない株式等(非上場株式等)については次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式 *	5,004

\*非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間(令和4年9月30日現在)

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等(非上場株式等)については、(金融商品関係)金融商品の時価等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2. 売却したその他有価証券

売却したその他有価証券

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	58,822	—	—
合計	58,822	—	—

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 中間会計期間に付与したストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第28回新株予約権 (ストック・オプション)	第29回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	取引先 1社
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 200株 (注) 1	普通株式 200株 (注) 1
付与日	令和4年7月20日	令和4年7月20日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 令和4年7月20日 至 令和14年7月19日	自 令和4年7月20日 至 令和14年7月19日
権利行使価格 (円)	29,760	29,760
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

- ①新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう。以下、併せて「関係会社」という。)の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
- ②新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ③新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
- ④新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。
- ⑤新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
- ⑥新株予約権者について相続が開始した場合。
- ⑦当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。
- ⑧新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

3. 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

- ①新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。



- ②新株予約権者が当社と競業関係にある個人投資家向けのロボアドバイザーによる投資一任運用サービスの会社と取引を開始したと当社が合理的に判断した場合。
- ③新株予約権者が法令に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
- ④当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.25%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
期首残高	64,957 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	73
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額 (△は減少)	—
期末残高	65,031

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

	当中間会計期間 (自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月 30日)
投資運用業	千円
運用受託サービス	211,603
委託業務サービス	174,423
ソフトウェア開発サービス	10,000
その他	35,898
顧客との契約から生じる収益	431,924
その他の収益	—
外部顧客への売上高	431,924

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月 30日)
1株当たり純資産額	△9,300.73円
1株当たり中間純損失金額	△784.27円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (令和4年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	2,261,761
純資産の部から控除する金額 (千円)	10,092,911
うち新株予約権	4,305
うちA種優先株式	260,984
うちB種優先株式	1,509,938
うちC種優先株式	1,110,858
うちD種優先株式	1,506,862
うちE種優先株式	5,699,962
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	△7,831,149
1株当たりの純資産額の算定に用いら れた中間期末の株式数	841,993株

(注) 3. 1株当たり中間純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
中間純損失 (千円)	△660,351
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に 係る中間純損失金額 (千円)	△660,351
期中平均株式数 (株)	841,993
うち普通株式	201,500
うちA種優先株式	75,125
うちB種優先株式	154,691
うちC種優先株式	59,891
うちD種優先株式	74,972
うちE種優先株式	191,531
うちX種株式	84,283
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間純損失金額の算 定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 13種類 (新株予 約権の数 49,430個)。

(注) 4. 当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり中間純損失の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱いしており、1株当たり純資産額の算定においては、残余財産の分配に優先的な権利を有する株式の払込金額を純資産の部の合計額から控除しています。

(後発事象)

該当事項はありません。

公開日 令和5年1月31日  
作成基準日 令和4年12月末日

本店所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号  
お問い合わせ先 コンプライアンス部